

国立大学法人上越教育大学の公開見積依頼における参加者心得（物品・役務）

調達役

国立大学法人上越教育大学財務課長

国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）で行う調達に係る公開による見積依頼（以下「公開見積依頼」という。）その他の取扱いについては、国立大学法人上越教育大学会計規程、国立大学法人上越教育大学契約事務取扱規程、国立大学法人上越教育大学見積徴取事務取扱要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この心得の定めるところによります。なお、疑問点については、見積書提出前に各契約案件担当者にお尋ねください。

（参加者の資格）

第1 公開見積依頼に参加する者（以下「参加者」という。）に必要な資格は、原則として、国の競争参加資格（全省庁統一資格）において当該公開見積依頼までに調達役が指定する資格の種類A、B、C又はDの等級に格付けされている者であることとします。全省庁統一資格を有していることを証明するために、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを見積書とともに提出していただくこととなります。

なお、「資格の種類」については、「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」、「物品の買受け」の中から契約案件ごとに調達役が指定するものとします。

（見積方法）

第2 参加者は、本学の契約条件等を十分考慮し、調達物品等の本体価格のほか、人件費、運送費、据付調整費等納入に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとします。

（見積書の提出）

第3 見積書は、1通作成し、本学ホームページに示す提出期限までに、提出場所へ提出してください。提出時には、電子メール、持参、郵便又は宅配便（郵便又は宅配便は、いずれも配達記録が残るものに限る。）のいずれの方法の場合でも、見積書の受領期限までに到着しなければなりません。なお、ファクシミリ、電報、電話その他の方法による見積りは認めておりません。

（見積書の記載事項）

第4 見積書には、次の事項を記載するものとします。

- (1) 調達件名
 - (2) 見積日
 - (3) 見積金額（総価契約の場合は総額、単価契約の場合は単価で見積もる。）
 - (4) 参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
- 1 前項第4号に定める記載を要する事項のうち、代表者の氏名については参加者の定めにより記載がない場合はこれを有効とします。

2 第1項第4号の押印は電子印でもこれを有効とします。また、見積依頼先の定めにより押印省略としている場合もこれを有効とします。

(見積書を提出した後の引換え等の禁止)

第5 提出後の見積書は、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(無効の見積書)

第6 見積書で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とします。

- (1) 第1に示した参加資格のない者の提出したもの
- (2) 要領第4条に該当するもの
- (3) 第4(1)～(4)に示した事項がないもの
- (4) 調達件名に重大な誤りがあるもの
- (5) 見積金額の記載が不明確なもの
- (6) 見積金額の記載を訂正したもの
- (7) 見積書の受領期限までに到達しなかったもの
- (8) 公募型見積合わせ際に提示した要求事項を履行しなかった者の提出したもの

(優先交渉権者の決定)

第7 公開見積依頼の結果、要求要件を全て満たし、本学にとって最も有利な価格をもって有効な見積書の提出を行った者を優先交渉権者とします。なお、最も有利な価格をもって有効な見積書を提出した者が2人以上あるときは、その者すべてを優先交渉権者とします。

なお、公開見積依頼の結果は、原則として、優先交渉権者にのみお知らせします。

(価格交渉)

第8 第7により決定した優先交渉権者と価格交渉を行います。

2 価格交渉は、優先交渉権者が決定した日から原則として7日以内に実施します。

3 第1項の価格交渉において、予定価格の制限の範囲内の価格提示がなかったときは、見積書の価格に基づく順位に従って、優先交渉権者以外の参加者等と交渉となります。

(契約の相手方の決定)

第9 第8の価格交渉において、予定価格の制限の範囲内における最低価格をもって有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とします。

(契約保証金)

第10 契約保証金については第1の資格を有していることにより、免除します。

(請書の作成等)

第11 第9の契約の相手方となった者は、契約の性質により、契約の事実及びその内容を明らかにする請書その他これに準ずる書面の提出又は契約書を取り交わす場合があります。

す。

(支払い条件)

第12 検査確認後、適正な支払請求書を受理した日に属する月の翌月に支払います。

(異議の申立)

第13 参加者は、見積書提出後において、見積公告、本心得、本学が定めた契約基準、契約書案等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

なお、契約基準等の関係規程に関しては本学ホームページの調達情報で公開しています。

(その他)

第14 本件調達の契約の相手方を決定するために必要と認める場合は、参加者に対し追加資料の提出を求めることができます。

第16 契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

この心得は、令和7年4月1日から適用します。